



## 収用補償の日中比較—生活再建補償を中心に

楊, 雅舒

---

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2018-09-12

(Date of Publication)

2022-09-12

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7264号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007264>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名 楊 雅舒

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第5条第1項該当

学位論文の題目 収用補償の日中比較—生活再建補償を中心に

審査委員 主査 教授 角松 生史  
 教授 興津 征雄  
 教授 中川 丈久

中国では、急速な経済発展による土地需要の急速な拡大に伴い、各地で土地収用問題が多発している。土地収用の範囲、規模、速度が拡大化、加速化すると共に、土地をめぐる諸問題が頻発しており、少なくない事例において、争議や紛争などの大きな社会問題となっている。現在の中国の土地収用制度には、収用手続の不十分さ、収用補償金額の低さ、救済手段の欠如などの問題点がある。

日本国憲法第29条第3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定している。従来通説は、同条項は財産権の侵害に対する補償を定めたものである、と解してきたが、ダム建設など大規模な公共事業が行われる場合、当該地域社会は大きく変貌し、地域住民の生活基盤も大きな影響を受けることになる。そのような場合、被収用者の財産的損失に対して補償するだけでは、被収用者やその他の関係人の従前の生活が保障されたことにはならないことから、公共事業の施行に伴って生活基盤を失う者が従前の生活を維持し回復するために必要な費用や便益の供与という「生活権補償」に関する議論がなされた。

本論文は、日中両国の収用補償について、財産権補償と生活再建措置の関係という観点から比較を試みるものであり、中国における収用補償制度の問題点を整理した上で、日本法からどのような示唆が得られるかについて検討する。

本論文は十章から構成され、それぞれの内容は次の通りである。

第一章は、本研究の目的と本論文の構成について述べる。

第二章は、中国における用地取得と土地制度の現状をまとめる。中国では、憲法第10条で土地所有制の二元構造(国家所有と集団所有)、また土地管理法第2条で社会主義公有制を規定している。本章は、国有土地所有権に対する「全人民」という言葉の不自然さと、集団所有地所有権をめぐる実際的な混乱状態を指摘する。このような現状は、収用補償の混乱に繋がっている。

第三章は、中国の現在の土地政策の特徴の根源を探究するため、建国から現在に至るまでの土地収用補償制度の沿革を検討する。同章第(二)節は、法制度の変化を時系列で分析し、第(三)節はその特徴を考察する。

第四章は、中国の現行法における農地の収用と補償に関する法規定を検討する。

第五章は、射洪県柳樹電航工程を例として、農地収用補償の実務を分析し、法規定との相違点を指摘する。

第六章は、中国集団土地収用制度に関する所見を検討し、補償範囲と基準の問題に加えて、被収用者の範囲、集団の意思決定、集団と個人間の補償の配分等について問題があることを指摘する。土地補償費と安置補助費の配分については、裁判例の検討を通じて、救済手段の不足を指摘する。また、補償範囲と基準に関連して、「失地農民」問題に示されている補償の不十分さを指摘する。第七章は、都市建築物の収用と補償を考察する。2011年に公布された「国有土地上建築物収用・補償条例」をベースとして、中国国有土地上建築物の収用と補償の現状を検討する。

第八章は、謝洪鎮金華沐水小鎮を例として、都市建築物収用補償の実務を分析し、法規定との

相違点を指摘する。

第九章は、日本における収用補償について検討する。憲法 29 条 3 項が求める「正当な補償」の下で、生活権補償を含む財産的損失以外の損失補償の可否についての学説・裁判例を分析する。現行法上、生活権補償を独立の項目とすることについては、基本的に否定されているが、実際の補償規定の中には生活権補償的要素が含まれることを分析する。

以上の検討を受けて、第十章は、日中の収用補償を比較し、中国法への示唆を明らかにする。日本法との対比を通して、中国の現行補償制度の基準と範囲に関して提言を行う。また、前述した日本の生活権補償に関する分析を踏まえて、中国「安置」補償改革に向けた提言を行う。第十一章は本稿の考察のまとめである。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、日中両国の収用補償について、主に「生活再建措置」の観点から比較を試みるものである。中国では土地の社会主義公有制に基づく二元的土地所有制—全人民所有制（＝国家所有）と集団所有制—がとられ、それに対応して都市の国有土地上の建築物に対する収用と農村の集団所有地に対する収用という二元的収用制度が存在する。本論文は第二章において中国の土地所有制を概観し、第三章において収用補償制度の歴史的沿革について述べる。農村集団所有地の市場化は厳しく制限され、民間事業者による事業用地であっても、収用によっていったん国有とした上で、民間事業者に土地使用権を設定する方法しかない。また、地方政府にとって、収用における支出（＝収用補償）と収入（＝土地有償使用費）の差額は魅力的な財源であり、このことは収用の拡大と収用補償の切り下げへの誘因となっている。

本論文の第一の貢献は、農村集団所有地の収用補償に関する法規定（第四章）に加えて、著者が入手した文書に基づき四川省における実例（第五章）を検討し、農村における収用補償において財産権補償よりも被収用者の生活補償が重視されている実態を浮き彫りにしたことにある。具体的には、第一に、補償における「安置補助費」の役割にそのことは示されている。「安置補助費」には法令上の定義はないが、職業・住宅・生活保障のために充てられるべき補償であり、土地管理法はその基準及び上限等を定めている。第二に、土地補償費・安置補償費の双方の基準となる耕地の「年平均生産値」について、著者はその算定方法を分析し、実際の収益額のみならず従前の生活水準の維持の観点が含まれることを指摘する。

しかしながら、生活補償として十分な額が実際に補償されているかは別問題である。上記のように地方政府に収用補償を切り下げる誘因が存在するだけに、この点は深刻である。本論文は、深刻な社会問題となっている「失地農民」問題に即してこの点を指摘する。また本論文は、集団所有地の収用において集団経済組織の意思決定のあり方や集団と個人との間の補償配分について問題点が生じること、後者について訴訟が受理されない場合が多く、個人の法的救済の上で問題があることを指摘する（第六章）。

本論文の第二の貢献は、都市の国有土地上の建築物に対する収用補償の沿革と現行法である収用・補償条例（2011年）の法規定を分析し（第七章）、これも著者が入手した文書に基づき四川省における実例を検討したことにある（第八章）。都市の建築物の所有権及び国有土地の使用権には市場が存在するが、中国法では、この使用権と所有権は同時に処分されなければならないものとされている（「房地一体」の原則）。従って、都市の建築物の収用の内容には国有土地使用権の回収と補償が含まれる。この収用の際の補償額について、かつては「適当な補償」（土地管理法 58 条 2 項）の原則がとられていたが、収用・補償条例 2 条は「公平な補償」の原則を採用した。学説上、後者の原則の意義は、補償基準を市場価格と一致させることにあるとされている。また、農村の場合と異なり、都市建築物収用補償において安置補助費の果たす役割は小さく、新居に移転するまでの費用である臨時安置補助費のみが法令上の支給項目とされている。

しかし、実例を踏まえて日本法と比較検討すると、都市建築物収用補償基準における市場価格基準が必ずしも徹底されていないことを著者は指摘する。第一に、収用・補償条例は、（日本法と異なり）被収用者に金銭補償と現物補償の選択権を認めているが（21 条）、著者が分析した実例においては、現物補償を選択した場合、従前よりも広い床面積が保障され、かつ、一定の範囲までは市場評価額が従前を上回る場合も精算する必要はないものとされている。第二に、これも日本法の建前と異なり、補償に関する「協議」が制度化されている（収用・補償条例 25 条）。奨励金等が定められていることも相まって、被収用者の対応と交渉力によって補償金額が変わってくるのが十分考えられる。

以上のように、中国の収用補償は、農村集団所有地については被収用者の生活再建を基本的な理念とし、都市建築物においても市場価値に尽くされない要素を有しているが、具体的な補償内容については生活再建の上で明らかに不十分であったり、基準の不明確ゆえに不公平を招きかねない点を課題としている。このような問題意識から著者は、日本法における生活権補償の沿革及び学説上の位置づけ、憲法上の根拠に関する検討、通損補償との関係などについて分析を試みる。近年では日本においては正面から議論されることが必ずしも多くない生活権補償をめぐる議論（ただし、本論文では扱われていないが、原発事故の被害補償をめぐる議論において新たな注目も浴びている）について包括的なレビューを試みた点が、本論文の第三の貢献である。

以上のような価値が認められる本論文であるが、課題も認められる。

第一に、本論文は中国における法規定と収用補償の実例を検討しているが、「財産権補償」と「生活権補償」の関係について理論的な分析が十分なされていないとまでは言えない。中国の学説におけるその点に関する問題意識の有無やその背景、著者独自の理論的枠組みの構築などがあれば、本論文はより厚みを増したものと思われる。

第二に、日本法における土地及び権利に対する補償・通損補償と生活権補償との関係は、学説の理解が一致せず、十分にかみ合った議論がなされていない点だと思われる。土地収用法が要求する「完全な補償」、即ち「収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもって補償する場合には、被収用者が近傍

において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償」(最判1973年10月18日)との関係も明確とは言えない。これらの点についても、学説のより詳細な分析と著者独自の考察が展開されればさらに有意義な貢献となったと思われる。

第三に、中国法が被収用者の生活補償を理念として重視して権利性を認めていこうとするのであれば、そのための公平な基準の確立が求められるが、その課題の困難さも直ちに予想できる。日本法の生活再建措置についても実はこの点は同様である。だとすると、日本法から得た示唆をどのように中国における具体的な基準の構築につなげることができるのか、本論文において十分な見通しが示されているとは言えない。もっともこの点は、本論文でも示唆されているように、日本法における通損補償と生活権補償の関係の分析が手がかりになり得るかもしれない。

本論文は以上のような課題を残してはいるが、そのことは上記の貢献を否定するものではなく、むしろ今後の更なる考察に向けた道を開くものだと考える。よって審査委員は、本論文の著者である楊雅舒氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成30年 9月 3日

審査委員 主査 教授 角松 生史  
教授 興津 征雄  
教授 中川 丈久